

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の人事異動通知書に関する規程

平成19年3月27日

訓令第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田県後期高齢者医療広域連合職員の人事異動通知書（以下「通知書」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(人事異動の種類)

第2条 人事異動の種類は、別表任命等の種類欄に掲げるとおりとする。

(通知書の様式及び書式)

第3条 人事異動通知書は、別記様式とし、各書式は、別表通知文欄に掲げるとおりとする。ただし、広域連合長が必要と認めるときは、これと異なる様式及び書式を用いることができる。

(異動の発令)

第4条 同一の職員の発令日を同じくする2つ以上の異動の発令をするときは、1つの通知書によることができる。この場合において、これらの異動の内容を併せて記入するものとする。

第5条 広域連合長は、通知書によらないことを適当と認める場合は、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

任命等の種類	区 分	通 知 文
1 採用	(1) 役付職員に採用する場合	氏名 秋田県後期高齢者医療広域連合〇〇に任命する 〇〇に補する 〇〇職給料表〇級に決定する 〇〇号給を給する (〇〇部〇〇課〇〇係)長を命ずる
	(2) 役付職員以外の職員に採用する場合	氏名 秋田県後期高齢者医療広域連合〇〇〇に任命する 〇〇職給料表〇級に決定する 〇〇号給を給する 〇〇部勤務を命ずる
		職 氏名 〇〇課〇〇係 を命ずる
	(3) 再任用職員に採用する場合	氏名 秋田県後期高齢者医療広域連合〇〇(週〇〇時間 〇〇分勤務)に再任用する 〇〇職給料表〇級に決定する 〇〇部勤務を命ずる 任期は〇〇年〇月〇日までとする
2 昇任 (昇格)	(1) 職員に昇任する場合	職 氏名 秋田県後期高齢者医療広域連合〇〇に任命する 〇〇に補する 〇〇職給料表〇級に決定する 〇〇号給を給する
	(2) 係長職以上に昇格する場合	職 氏名 (〇〇部〇〇課〇〇係)長を命ずる 〇〇職給料表〇級に決定する 〇〇号給を給する
	(3) 上位の級に昇格する場合	職 氏名 〇〇職給料表〇級に決定する 〇〇号給を給する
3 配置換	(1) 役付職員を配置換する場合	職 氏名 (〇〇部〇〇課〇〇係)長を命ずる
	(2) 役付職員以外の職員を配置換する場合	職 氏名 〇〇部勤務を命ずる
		職 氏名

			〇〇課〇〇係 を命ずる
4 出向	任命権者を異にする場合の人事異動	職 氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇に出向を命ずる	
5 転任	職種の変更の場合	職 氏名 秋田県後期高齢者医療広域連合〇〇に任命する 〇〇に補する	
6 兼務	(1) 同位の職務を兼ねる場合	役付職員の場合	職 氏名 兼ねて(〇〇部〇〇課〇〇係)長を命ずる
		役付職員以外	職 氏名 兼ねて〇〇部勤務を命ずる
		の職員の場合	職 氏名 兼ねて〇〇課〇〇係を命ずる
	(2) 兼務を解く場合	役付職員の場合	職 氏名 (〇〇部〇〇課〇〇係)長兼務を解く
		役付職員以外	職 氏名 〇〇部兼務を解く
		の職員の場合	職 氏名 〇〇課〇〇係兼務を解く
7 事務取扱	(1) 下位の職務を兼ねる場合	職 氏名 (〇〇部〇〇課〇〇係)長事務取扱を命ずる	
	(2) 事務取扱を解く場合	職 氏名 (〇〇部〇〇課〇〇係)長事務取扱を解く	
8 併任	(1) 任命権者を異にする職務を兼ねる場合	役付職員の場合	〇〇委員会 職 氏名 〇〇に併任する (〇〇部〇〇課〇〇係)長を命ずる
		役付職員以外	〇〇委員会 職 氏名 〇〇に併任する 〇〇部勤務を命ずる
		の職員の場合	職 氏名 〇〇課〇〇係 を命ずる
	(2) 併任を解く場合	職 氏名 〇〇の併任を解く	
9 派遣		職 氏名 〇〇〇組合に派遣を命ずる	
10 昇給	(1) 定期昇給の場合	職 氏名 〇級〇〇号給を給する	

	(2) 特別昇給の場合	職 氏名 〇〇職給料表〇級〇〇号給を給する（退職時特別昇給）
11 休職	(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の場合	職 氏名 地方公務員法第28条第2項第1号の規定により 年 月 日まで休職を命ずる
		職 氏名 休職期間を 年 月 日までに延長更新する
	(2) 地方公務員法第28条第2項第2号の場合	職 氏名 地方公務員法第28条第2項第2号の規定により休職を命ずる
	(3) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による場合	職 氏名 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により専従休職を許可する 自 年 月 日 至 年 月 日
	(4) 復職の場合	職 氏名 復職を命ずる
12 降任		職 氏名 地方公務員法第28条第1項第〇号の規定により降任する
		ア (〇〇部〇〇課〇〇係) 長を命ずる
		イ 〇〇部勤務を命ずる
		ウ 〇〇職給料表〇級に決定する
		〇〇号給を給する
13 戒告		職 氏名 地方公務員法第29条第1項第〇号の規定により戒告する
14 減給		職 氏名 地方公務員法第29条第1項第〇号の規定により今後〇月間給料月額の〇分の〇を減給する
15 停職		職 氏名
		地方公務員法第29条第1項第〇号の規定により〇〇年〇月〇日まで停職する
16 免職		職 氏名 地方公務員法第〇条第1項第〇号の規定により免職する
17 退職		職 氏名 願いにより退職を承認する

	再任用職員の退職 の場合	職 氏名 再任用の任期の満了により〇〇年〇月〇日限り退 職
--	-----------------	-------------------------------------

様式（省略）